

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 見崎 史拓

論 文 題 目 批判法学の「可能性の中心」——民主的実験主義と
社会的立憲主義の接合へ

論文審査担当者

主 査

名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授 松尾陽

名古屋大学大学院法学研究科教授 原田綾子

名古屋大学大学院法学研究科教授 田村哲樹

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

I. 審査論文の概要

1. 本論文の位置づけ

本論文は、ハーバード大学ロースクールの法哲学者ロベルト・アンガーの見解を中心にして批判法学の可能性の中心を探るものである。批判法学運動とは、1970年代のアメリカのロースクールで始まった主流派の法学（「リベラル・リーガリズム」と呼ばれる）への批判から出発する学派である。

批判法学に対しては、しばしば主流派法学の前提の無根拠性を暴くにとどまり、代替案を提示しないと批判されてきた。しかし、本論文は、アンガーの「不確定テーゼ」を中心にしつつ、その理論的展開の一つとして理解される民主的実験主義への展開を描くことによって、批判法学がもたらす積極的な方向性を描き出す。

また、アンガーの議論から触発された、トイプナーの社会的立憲主義との異同を示すことによって、批判法学の立体的な理解へとつなげていく。

このような立論を展開するうえで、本論文は、アンガーの議論にのみよるのではなく、アンガー以外の批判法学の文献、民主的実験主義・社会的立憲主義に関連する文献を相当程度網羅的に渉猟してから、アンガーの議論を位置づけるという形の論文であり、単なるアンガー論にとどまるものではない意欲的な論文である。

2. 本論文の構成

(1) 不確定テーゼの検討（本論文1と本論文2）

本論文は、アンガーの不確定テーゼを中心に検討が進められる。ただ、アンガーの不確定テーゼから論じるのではなく、まず、批判法学にとって不確定テーゼがどのような位置づけをなしているのかを、批判法学全体の中で位置づける。具体的には、1.2において、批判法学の潮流を8つにわけて、その潮流との関係で不確定テーゼがどのような位置を占めているのかが整理される。

このような整理のうえで、2において、アンガーにおける不確定テーゼの位置が示される。まず、前期アンガーと後期アンガーとの違いが示される。前期アンガーの不確定テーゼは、＜ヴィジョナリー性 vs 反ヴィジョナリー性＞という形で定式化される。前期のアンガーによれば、既存の法学は、人々が想像力を十全に発揮して一体化を図ることの危険性を強調し（反ヴィジョナリー性）、それを防止するものとして法を考え、法及び司法を中立的な地位に据え、法解釈における形式主義を称揚する。しかしながらアンガーは、これは欺瞞に過ぎず、実際に法の不確定性が発生してしまっていると主張する。

後期アンガーにおける不確定性は、＜ヴィジョナリー性 vs ヴィジョナリー性＞という図式で表現され、後期アンガーは、法の不確定性を、単なる反ヴィジョナリー性による欺瞞の結果として発生するものではなく、人々の新たなヴィジョンを形成する

好機として捉える。このような不確定性の理解の変化により、前期アンガーにおいては法の不確定が否定的に評価されたのに対して、後期アンガーにおいては不確定性がさまざまな制度構築を可能にする実験の場であるとして肯定的に評価されることになる。そして、この実験の場に参加するのは、法律家に限られず、普通の市民も含まれることになり、ここにおいて後期アンガーのキーワードの一つである「民主的実験主義」と接合されることになる。

(2) 民主的実験主義の検討の意義 (本論文3)

本論文の3で、あらためて法学における実験主義の展開を検討している。アンガーの実験主義のみを検討するのではなく、民主的実験主義を代表する論客、たとえば、チャールズ・セイブルやマイケル・ドルフらの議論に言及しつつ、それらの議論とアンガーの議論の異同を分析しながら、アンガーの議論の可能性を探っていく。

セイブルらの実験主義は、ミニマムな領域における実験を志向するのに対して、アンガーの実験主義は、マクロなレベルでの実験を志向し、また、人びとの主体性をどこまでも追求していこうとするものである。アンガーによれば、主体性は、ヴィジョンナリー性の下、人々が主体的に想像力を発揮していくところにこそ、発揮されるのである。そして、実験という場は、このような主体性が発揮される場と考えられる。よりよい規制を探求する場としてのみならず、主体性が発揮される場として、実験が捉えられる。他方で、民主的実験主義が人権保障を掘り崩すという批判に対しては、社会的立憲主義との接合を試みる次の4で反論がなされる。

このような議論を展開するうえで、本論文は、実験主義をそれなりに包括的に検討し、さまざまな実験の類型化の紹介まで行われている (本論文 3.2.6)。

(3) 民主的実験主義と社会的立憲主義の接合 (本論文4)

以上のような展開を検討したうえで、本論文では、民主的実験主義と社会的立憲主義 *societal constitutionalism* とを接合する試みが行われる。民主的実験主義を、一見するとそれとは異質な議論と接合する試みがなされる理由は、ギュンター・トイプナーが自身の社会的立憲主義を構想するうえでアンガーの議論の有用性を指摘していること、見崎氏が、社会的立憲主義が切り拓く多様な秩序形成の中に民主的実験主義の可能性を見出していることにある。そこで、本論文の4では、アンガーとトイプナーの見解が比較検討されている。

本論文では、その議論の行程で、トイプナーの前のデイヴィッド・シウリの議論にまで遡って、社会的立憲主義が検討されている。社会的立憲主義は、シウリであれば、国内社会における、トイプナーであれば、国際社会における多様に生成する秩序を、従来の国家主権の枠組みの中に一元的に押し込めるのではなく、その秩序の多様性を認めるものである。そのうえで、一方で、その多様な秩序への人々の参加・アクセスの可能性を認めつつ、他方で、秩序間の衝突を調整していく在り方を考察していく立場である。

また、民主的実験主義に対しては、先述のとおり、人権をないがしろにするという批判がなされるのであるが、人権の実効的保障を考えれば、既存の国家を中心とした秩序形成の在り方では、不十分であり、また、多様な実験の中においてこそ、実効的な保障の在り方が見えてくるという筋道が本論文では強調される。

II 評価

1. 学問的寄与

本論文には、いくつかの学問的貢献がみられる。

第一に、他の学説の否定ばかりで代替案を提示していないと評価されがちな批判法学の中から、民主的実験主義という肯定的な代替案を提示したことである。もちろん、民主的実験主義は批判法学の独占物ではない。批判法学以外にも、民主的な実験の道具的価値を説く見解は多くある。しかし、本論文の意義は、ヴィジョナリー性がぶつかり合いながら多様に現れるというアンガーの構想から、民主的実験主義に新たな意味付けを行ったことにもある。

第二に、前期アンガーと後期アンガーとを完全に分断して理解するのではなく、近時公表されたアンガーの初期論文を出発点としつつ、不確定テーゼから民主的実験主義への展開へと一筋の連続性をもったアンガー像を提示したことである。批判法学においては、ダンカン・ケネディと並ぶ巨頭としてアンガーは位置づけられるが、アンガーの全体像に迫る論文はまだ出ていない。正確に言えば、アンガーの全体像へと接近した先行研究は一つあったが、その研究者は道半ばにして急逝してしまった。その先行研究にも依拠しながら、アンガーの全体像を描き出した点は大きい。

第三に、アンガーの民主的実験主義とトイプナーの社会的立憲主義との接合を試みた点にある。この接合の成否にかかわらず、この双方を本格的に比較検討した論文は国際的にみても例がない。トイプナーの社会的立憲主義の背後には、法多元主義の問題もある。本論文では、法多元主義を民主的実験主義の観点から規範的に擁護するための理論的な可能性が示唆されているといえよう。

2. 本論文の問題点

しかし、本論文については、以下のような問題点も指摘できる。

第一に、民主的実験主義の限界、ひいては、主体にかけるアンガールの構想の限界についての考察が行われていないことである。実験につぐ実験につかれた人びと、あるいは、実験へと一歩踏み出せない多くの人びとに民主的実験主義を準備したところ、形骸化した実験が繰り返されることが予想される。もちろん、アンガーがそのような状況を考えていないわけではない。問題は、そのような主体を支える構想が本論文では十分に示されているとは言い難いという点である。この点は、今後の検討を期待したい。

第二に、本論文のタイトルには、「批判法学」という名称が用いられている。また、時折、本論文において、批判法学「運動」という用語も用いられる。しかし、批判法学の全体に言及するのは本論文の1にとどまり、それ以外においては、本論文における多くの分析はアンガールの議論を対象とする。そのため、批判法学という名前を冠する意義がどこにあるのか、疑問の余地がある。また、運動と表現する点についても、運動についての研究ならば、文献学的な研究にとどまることなく、インタビューなどを含めた実証的なアプローチも可能であったが、あくまで文献による研究にとどまった理由も明確ではない。もっといえば、運動についての研究ならば、その戦略の分析も必要であると考えられ、たとえば、アンガー自身の祖国ブラジルで政治家としての活動の分析もその研究対象になるべきとも考えられるが、本論文は、おおむね理論分析にとどまっている。

III 結論

こうした問題はあるが、これらの問題が、本論文に対する上述の評価を覆す程のものではなく、本論文は、国内的にも国際的にも重要な学問的貢献をなすものとして非常に高く評価出来、当委員会は、博士論文としての当論文の価値を損なうものではないと評価した。

以上から、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。